

ローランド・ミュージック・スクール 海外赴任時／出産時の特別申請について

海外赴任時

海外赴任（同行含む）より帰国し講師活動を再開されるまでの間、講師資格に関連する記録データを保留の状態とし、資格を保持することができる特別制度があります。

帰国後は所定の手続きをとることで、RET'S会員として講師活動を再開することができます。

【提出書類】 ■ 赴任（同行）時 海外赴任／出産・特別申請書（ICA0047）
■ 復帰時 海外赴任特別申請書 帰任届（ICA0048）

※申請により、赴任（同行）期間を考慮した新たな講師資格有効期間を設定します。

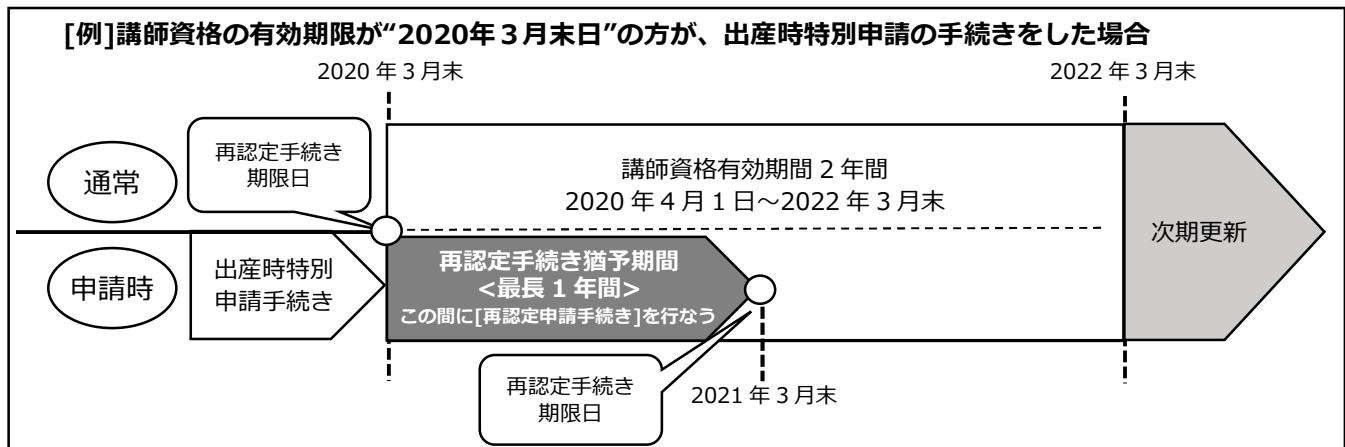
詳しくは申請時にRET'S事務局までお問い合わせください。

※海外赴任時の申請は随時受け、帰任届の提出は帰国後任意の時期といたします。

出産時

出産のため、講師資格の有効期限までに再認定手続きが不可能な場合、再認定手続き申請の可能な期間を最長1年間延長できる特別制度があります。

【提出書類】 海外赴任／出産・特別申請書（ICA0047）



★ご注意★

出産時特別申請は、講師資格の有効期間を延長するのではなく、あくまでも講師資格再認定手続きが可能な期間を延長する手続きです。上図の「再認定手続き猶予期間」の間に再認定手続きを行なうことで、講師資格有効期間を保持することができます。

～再認定手続きについて～

「講師資格再認定手続き申請書(ICA0191)」に必要事項をご記入の上、申請料5,500円(税込)とともに所属店まで提出してください。

ただし、以下の自己申請条件を満たしていることが前提となります。

《自己申請条件》

- 講師資格認定オーディションを受験（全科共通 実技/筆記単独受験も可 合否は不問）
- ピアノ科/オルガン科アドバンスコース演奏オーディションを受験（合否は不問）
- 必修研修もしくはセンター/サテライトセンター主催の再認定自己申請対象の任意研修を受講（既に受講済みの研修を再受講することも可）
- レッスンを再開している（要・在籍証明印）
- ABRSMを受検（プレパラトリー・テストは除く 合否は不問）
- ローランド主催のコンクールおよびコンテストへの本人参加